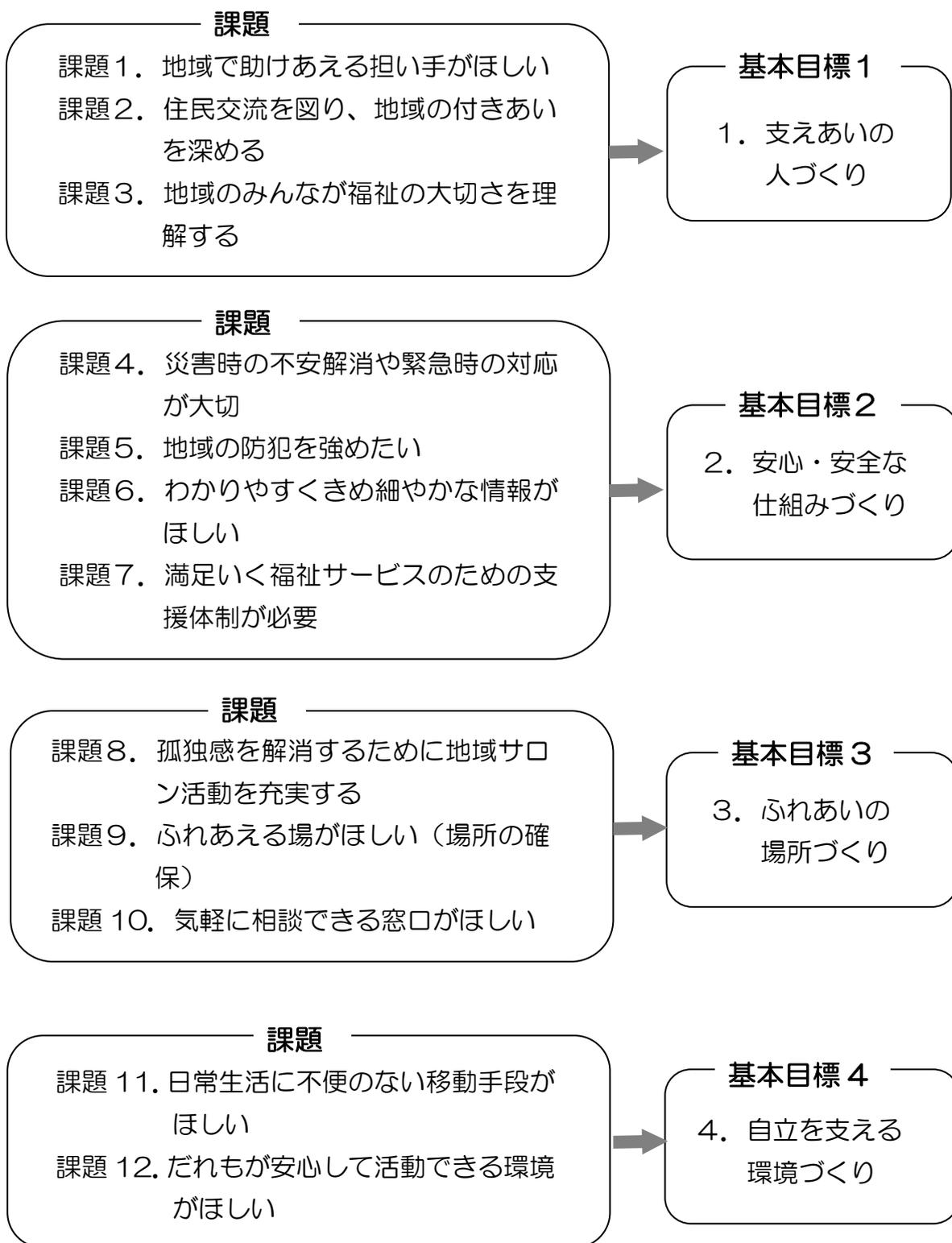


第4章 推進のための基本目標

第3章の「2. 地域福祉の現状と課題」の12項目の課題について、課題解決に向けての取り組みの方向として、次のように4つの基本目標を定めます。



4つの基本目標について、次に掲げる具体的施策により、福祉のまちづくりを推進していきます。

1. 支え合いの人づくり

地域で暮らしていくためには、個人の自立とともに、お互いの支えあいや助け合いが必要です。地域をもっと住みよいものにするために、地域住民の意識啓発に努め、人権を尊重し、人との出会いを大切にすまちづくりを推進します。

また、ボランティア活動を支援し、地域福祉を担うリーダーの養成を行なうとともに、地域の中の福祉活動を広げていきます。

地域の福祉活動は大人ばかりでなく、子ども達も支え合いに参加することにより、学習し、理解することを進めます。

人と人とのつながりが希薄になっている現状において、連帯感を育み、地域住民一人ひとりが支え合い、助け合いの意識を高めることが大切です。

そのため、住民相互の支えあい活動の促進など、民生委員・児童委員や各種団体などの連携により、住みやすい隣近所の関係を築くなど、人にやさしいまちづくりを推進します。また、この推進を図っていくには、社会福祉協議会の役割が非常に大きなものとなります。

- (1) 地域福祉の学習と担い手の育成
- (2) 子どもたちの福祉学習（地域で学ぶ）
- (3) ボランティアの育成とNPO（用語解説5）活動の推進
- (4) 団塊世代・高齢者の社会参加
- (5) 地域福祉に携わる団体との協働

2. 安心・安全な仕組みづくり

地域で生活する住民にとっては、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。そのためには、相談窓口や情報提供の充実を図るとともに、情報公開体制や福祉サービス評価の仕組みづくりを推進します。

災害時に、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などが災害の犠牲者とならないように、要援護者を支えるため、行政の支援とともに地域の事情に即した自主防災組織（用語解説6）などの推進を図ります。

地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みづくりを、地域のみみなで作り上げていくよう支援していきます。

また、サービス利用者の権利擁護や利用援助の促進に努めます。

- (1) 情報提供の充実
- (2) 福祉サービスの適切な利用の支援
- (3) 交通安全・防犯・防災の取り組み
- (4) 子育て支援、高齢者などの見守り
- (5) 権利擁護の推進

3. ふれあいの場所づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、ともに支えあう地域福祉を推進するためには、その拠点づくりが必要となります。

また、地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人が集まり、情報が集まり、地域の諸問題や諸課題を話し合うことが大切です。地域のいろいろな人が、いろいろな場所で関わりを持てるような集い、憩い、学べる場所づくりの推進に努めます。

- (1) 身近な公民館や空き家等の利用
- (2) 地域でつくる交流の場づくり
- (3) サロン活動の充実
- (4) 福祉ふれあいの場づくり

4. 自立を支える環境づくり

地域の人たちが、安心して暮らしていくためには、安心・安全な施設などの環境整備が必要です。

福祉サービスがあっても、利用者が、そこに行くことができなければサービスを利用することができません。高齢者、障害のある人等にとっては、移動手段の確保が重要であり、福祉施設、医療機関等へアクセスを容易にするための公共交通の充実を図ります。

高齢者や障害のある人、子ども達などが、道路や公共施設を利用する際に、利用できなかったり、不自由を感じることはないよう、だれもが利用できるようにするために、バリアフリー化をはじめとする公共施設におけるユニバーサルデザイン(用語解説7)の考え方に基づいたまちづくりの推進を図ります。

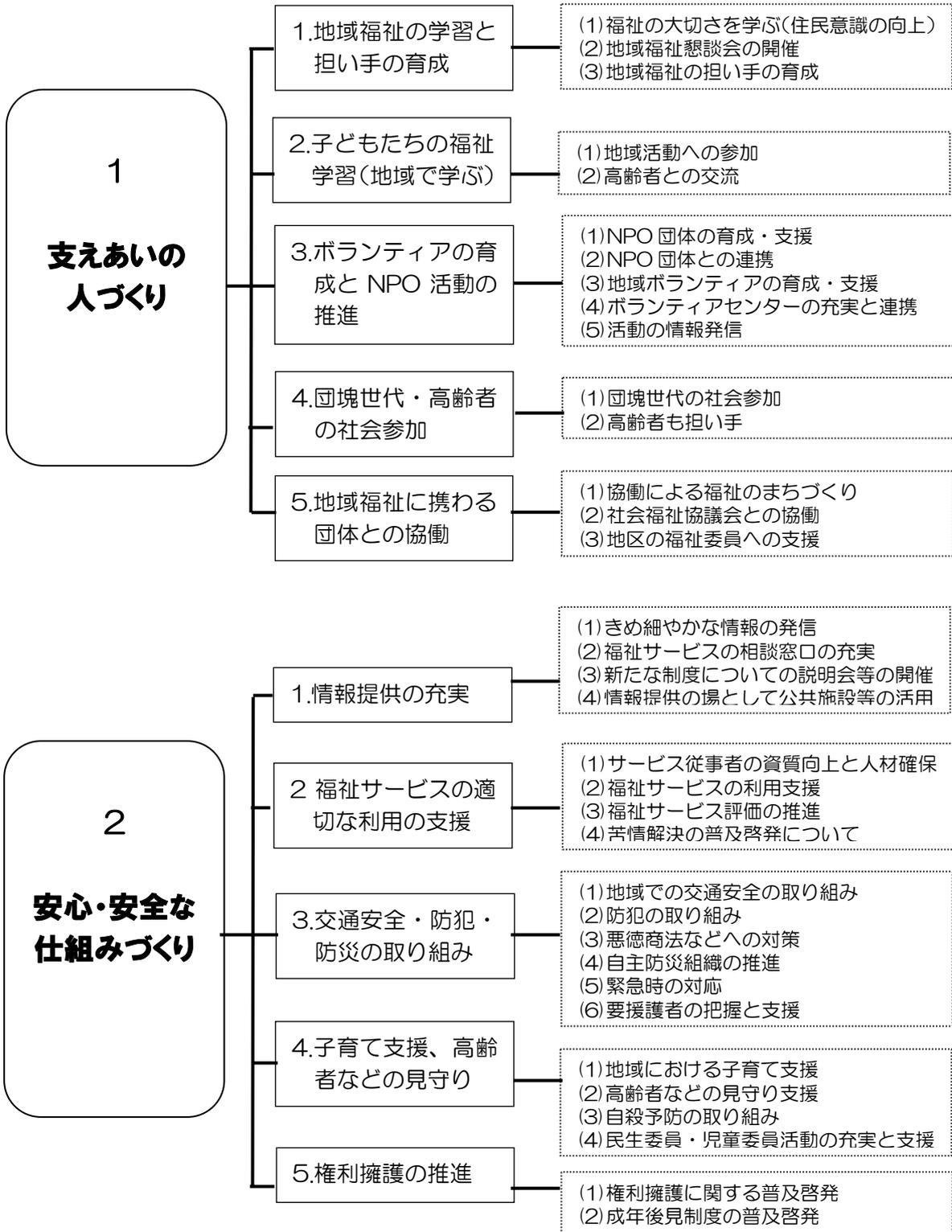
- (1) 大切な健康と生きがいづくり
- (2) 移動手段、交通手段の確保
- (3) 社会参加をめざすノーマライゼーション(用語解説8)等の推進
- (4) 思いやる心を育む環境づくり

目標の体系

基本目標

取組の方向

具体的な方策



基本目標

取組の方向

具体的な方策

